

岡山市議会議長肖像画サイネージシステム作成業務委託
仕様書(案)

第1条(適用範囲)

本仕様書は、岡山市(以下「甲」という。)が実施する「議長肖像画サイネージシステム作成業務委託」(以下「本業務」という。)に関し定めるものである。

第2条(業務目的)

1 本業務は、現庁舎議会棟に掲出されている歴代議長肖像画について、新庁舎において展示スペースが確保できないことから、これらをデジタルサイネージにより表示する仕組みを構築することを目的とする。

2 あわせて、肖像画のデジタル化及び表示方法の最適化を行うことにより、次の効果を得ることを目的とする。

(1)PowerPoint を主たる作成ツールとし、職員が継続的にコンテンツを作成・更新できる運用体制を確立すること

(2)本委託に係る議長肖像画スキャン後、新たに作成する議長肖像画は職員が撮影した議長の写真を用いて本サイネージシステムに組み込むため、職員自身がレイアウト編集・差し替え・動画作成作業を行えるようにすること

第3条(業務範囲)

本業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 1 ディスプレイ(1台)及び関連機器の調達
- 2 肖像画(40枚)のスキャン及びデジタルデータ作成
- 3 表示用コンテンツ(スライドショー等)の作成
- 4 機器設置、配線、初期設定及び動作確認
- 5 操作説明及び問い合わせ対応
- 6 梱包・運搬・現状復旧等の付随作業
- 7 作業記録(写真等)の作成・提出
- 8 保証に関する対応
- 9 スキャンした肖像画データの表示方法について、専門的見地に基づく助言及び最適化
- 10 本業務に係る提出書類の作成及び提出
- 11 PowerPoint による職員向けコンテンツ作成方法の指導及び運用定着支援
- 12 職員が撮影した議長写真を容易にレイアウトできるテンプレート及びデータ仕様の提供

第4条(契約期間)

契約期間は、契約日から令和8年12月16日までとする。

第5条(設置場所)

- 1 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所新庁舎 4階議会フロアの指定場所に設置すること。
- 2 甲において、ディスプレイを設置する壁面には、壁面補強及びコンセント(100V)設置済。
- 3 受託者(以下「乙」という。)は、補強済み壁面の状況を踏まえ、適切な金具及び方法によりディスプレイを設置すること。

第6条(仕様)

1 ディスプレイ仕様

- (1)ディスプレイのサイズは55インチ相当とする。
- (2)ベゼル幅:12.5mm(上・下・左・右)以下
- (3)動作環境温度:0~40℃
- (4)動作環境湿度:10~80%(結露なきこと)
- (5)推奨解像度:3840×2160
- (6)輝度:500cd/m²以上
- (7)視野角:178° /178°
- (8)スピーカー出力:10W+10W 以上
- (9)24 時間連続稼働が可能であること
- (10)縦置き・壁掛け設置が可能であること
- (11)VESA マウント対応
- (12)USB2.0 端子×1、USB3.0 端子×1
- (13)HDMI2.0 入力端子×2
- (14)フェールオーバー機能搭載
- (15)内蔵メモリ:32GB eMMC
- (16)USB メディアプレーヤー機能搭載
- (17)USB メモリから MPEG-4 (mp4) 形式ファイルの読み込みが可能
- (18)MPEG-4 (mp4) 形式の再生が可能
- (19)4K 動画ファイルの再生が可能
- (20)リモコン操作で再生開始が可能
- (21)曜日別で ON/OFF タイマー (3パターン) 設定可能
- (22)無償保証 5 年を有すること
- (23)故障対応コールセンターを有すること
- (24)落下防止金具を備えること
- (25)電源ケーブル長を明示すること
- (26)ファームウェア更新方法を明示すること

(27) 設置後の動作確認(再生・音声・タイマー設定等)を行うこと

2 コンテンツ仕様(肖像画データおよび表示データ等)

(1) スキャンデータを基に必要な補正(色調補正・歪み補正等)を行うこと

(2) 油絵風表現加工が可能であること

(3) スライドショー形式で表示可能であること

(4) 表示順序・表示時間を任意に設定可能であること

(5) 効果付きスライドショー表示が可能であること

(6) 複数名を動画形式で表示可能であること

(7) 随時追加可能であること(2年に1度の追加を想定)

(8) 額縁デザインデータと合成して表示可能であること

(9) データを複製し他所でも表示可能であること

(10) PowerPoint を主たる作成ツールとしてコンテンツを作成できること

(11) 職員が PowerPoint で容易に編集・更新できるテンプレートを提供すること

(12) 職員が撮影した議長写真を簡易に追加・差し替えができるレイアウト構造とすること

(13) 職員が撮影する議長写真の推奨仕様(例:縦横比、解像度、背景等)を明示すること

(14) 写真の明るさ・色調補正の推奨(推奨見本)を示すこと

(15) MPEG-4 (mp4) 形式に変換して保存可能であること

(16) USB メモリによりディスプレイへ取り込み可能であること

(17) データ作成方法・操作方法の指導を行うこと

(18) 操作・作成方法等の問い合わせに引渡し後 1 年間は対応すること

(19) データのバックアップ方法を明示すること

(20) コンテンツの著作権は原則として甲に帰属すること

(21) 推奨ビットレート・最大容量を提示すること

(22) 表示切替効果(トランジション)の種類を明示すること

(23) 職員が継続して更新できるよう、操作マニュアル(PowerPoint 版)を作成し提供すること

(24) 写真レイアウトの統一性を確保するため、余白、配置位置、フォント、比率等のデザインガイドラインを提供すること

(25) サイネージ表示データの額縁内へ、議長肩書・氏名(第●代議長 ●●●●)を表示すること

(26) コンテンツ当初案は8月28日までに提示すること

(27) コンテンツを登載したサイネージディスプレイは9月18日までに設置すること

3 スキャンデータ表示に関する専門的助言

(1) 色再現性の最適化

(2) 視認性の向上

- (3) 表示演出の適正化
- (4) PowerPoint での編集・更新を前提としたデータ構造・レイヤー構成に関する助言
- (5) 職員撮影写真を用いたレイアウト作成に関する助言(トリミング、明るさ調整、背景処理等)

4 スキャニング仕様

(1) 資格

- ・ISO9001(品質マネジメントシステム)を取得していること。
- ・ISMS(情報セキュリティマネジメント)を取得していること。

(2) 作業

- ・現展示場所から肖像画を取り外すこと
- ・破損防止のため適切に梱包し、安全に運搬すること
- ・原稿劣化防止のため、可能な限り近県で作業すること
- ・額縁を慎重に分解し、肖像画本体のみをスキャンすること
- ・スキャナーは 550×440mm 以上のフラットベッド型とする
- ・スキャンデータのサイズは統一すること
- ・データ形式は PNG とする
- ・スキャン後は元の額縁に復旧し、取り外し前の状態に戻すこと
- ・復旧後は適切に梱包し、甲の指定場所へ運搬し再設置すること
- ・スキャン解像度は 600dpi 以上とする
- ・色空間は、sRGB とする
- ・作業前後の状態を写真記録として残すこと
- ・作業工程の管理体制(担当者・保管方法等)を明示すること

第7条(提出書類)

1 着手前に提出する書類

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 作業体制表
- (4) 使用機材承認願

2 業務完了時に提出する書類

- (1) 作業記録(写真)
- (2) 完成届
- (3) 成果物一式(スキャンデータ、補正データ、mp4、額縁デザイン等)
- (4) 設置完了報告書
- (5) 保証に関する書類
- (6) 納品書

(7) 請求書

第8条(成果物の帰属)

本業務により作成されたデータ、コンテンツ、画像等の著作権は、特段の定めがない限り甲に帰属する。

第9条(検査・引渡し)

- 1 乙は、業務完了後、成果物を甲に提出し、検査を受けなければならない。
- 2 検査は、動作確認、表示品質確認、データ整合性確認及び設置状況確認により行う。
- 3 検査に合格したとき、引渡しが完了したものとする。

第10条(秘密保持)

乙は、本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

第11条(事故・破損時の責任)

肖像画の取り外し・運搬・スキャン・復旧等の作業において破損等が生じた場合、乙の責任において原状回復または補償を行うものとする。

第12条(支払条件)

甲は、乙からの請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

第13条(協議)

本仕様書に定めのない事項については、甲と乙協議のうえ定める。